

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

：平成26年4月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 20分未満 (171単位)	所要時間が20分から起算して25分を增すごとに+70単位(210単位を限度)	×90/100	×90/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (Ⅰ) +20/100 特定事業所加算 (Ⅱ) +10/100 特定事業所加算 (Ⅲ) +10/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位
	(2) 20分以上30分未満 (255単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (404単位)										
	(4) 1時間以上 (587単位に30分を增すごとに+83単位)										
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (191単位)										
	(2) 45分以上 (236単位)										
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 101単位)											
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)											
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)											
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×40/1000)	注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき (1)の90/100)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき (1)の80/100)										

注：特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	
		介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,259単位)		×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
	ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×18/1000)	注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)						

注：特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注 准看護師の場合	注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	注 2人以上による訪問看護を行う場合	注 1時間30分以上の訪問看護を行う場合	注 要介護5の者の場合	注 特別地域訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算(※)	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算	注 医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(318単位)	×90/100	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	+300単位					1月につき +540単位			
	(2) 30分未満 (474単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (834単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,144単位)													
	(5) 理学療法士等の場合 (318単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100													
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(256単位)	×90/100				+300単位		+15/100	+10/100	+5/100	1月につき (I)の場合 +300単位 又は (II)の場合 +250単位	1月につき (I)の場合 +300単位 又は (II)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内(2日以上)ターミナルケアを行った場合 +2000単位	
	(2) 30分未満 (383単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (553単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (815単位)													
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,935単位)	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100					+800単位				1月につき 訪問看護ステーションの場合 +540単位 病院又は診療所の場合 +290				-97単位
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)														
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)														
ト サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1回につき 6単位を加算)													
	ハを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)													

： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 医療器械等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回以降の緊急時訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集申リハビリテーション実施加算	注 訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行った場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	×90/100	+5/100	退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月以内 +340単位	1回につき +300単位 (3月に1回を限度)
	介護老人保健施設の場合					
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)						

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分			
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(I) ((2)以外)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +100単位
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452単位)	
	(2) 居宅療養管理指導費(II) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (292単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (262単位)	
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)		
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (553単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (387単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (352単位)	
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (533単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)		
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (352単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (302単位)		
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)	注 准看護師が行う場合 ×90/100	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)		

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算(I)	個別機能訓練加算(II)	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から通所介護を行う場合
イ 小規模型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 ( 464 単位) 要介護2 ( 533 単位) 要介護3 ( 600 単位) 要介護4 ( 668 単位) 要介護5 ( 734 単位)		×70/100									
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 ( 705 単位) 要介護2 ( 831 単位) 要介護3 ( 957 単位) 要介護4 ( 1,082 単位) 要介護5 ( 1,208 単位)											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 ( 815 単位) 要介護2 ( 958 単位) 要介護3 ( 1,108 単位) 要介護4 ( 1,257 単位) 要介護5 ( 1,405 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位							
ロ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 ( 403 単位) 要介護2 ( 460 単位) 要介護3 ( 518 単位) 要介護4 ( 575 単位) 要介護5 ( 633 単位)		×70/100									
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 ( 606 単位) 要介護2 ( 713 単位) 要介護3 ( 820 単位) 要介護4 ( 927 単位) 要介護5 ( 1,034 単位)											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 ( 695 単位) 要介護2 ( 817 単位) 要介護3 ( 944 単位) 要介護4 ( 1,071 単位) 要介護5 ( 1,197 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位							
ハ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 ( 396 単位) 要介護2 ( 452 単位) 要介護3 ( 509 単位) 要介護4 ( 565 単位) 要介護5 ( 622 単位)	×70/100	×70/100	×70/100								
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 ( 596 単位) 要介護2 ( 701 単位) 要介護3 ( 806 単位) 要介護4 ( 911 単位) 要介護5 ( 1,017 単位)											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 ( 683 単位) 要介護2 ( 803 単位) 要介護3 ( 928 単位) 要介護4 ( 1,053 単位) 要介護5 ( 1,177 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位							
ニ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 ( 386 単位) 要介護2 ( 440 単位) 要介護3 ( 496 単位) 要介護4 ( 550 単位) 要介護5 ( 605 単位)		×70/100									
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 ( 580 単位) 要介護2 ( 683 単位) 要介護3 ( 785 単位) 要介護4 ( 887 単位) 要介護5 ( 989 単位)											
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 ( 665 単位) 要介護2 ( 782 単位) 要介護3 ( 904 単位) 要介護4 ( 1,025 単位) 要介護5 ( 1,146 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位							
ホ 産業型通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満 (1,007 単位)												
	(2) 6時間以上8時間未満 (1,511 単位)												
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)												
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×13/1000)												
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)												
注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計													
： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目													

7 通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																		
イ 通常規模の事業所の場合	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 ( 273 単位) 要介護2 ( 303 単位) 要介護3 ( 333 単位) 要介護4 ( 363 単位) 要介護5 ( 394 単位)	1日につき +30単位																														
		(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 ( 287 単位) 要介護2 ( 343 単位) 要介護3 ( 401 単位) 要介護4 ( 457 単位) 要介護5 ( 514 単位)																															
		(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 ( 390 単位) 要介護2 ( 467 単位) 要介護3 ( 545 単位) 要介護4 ( 623 単位) 要介護5 ( 701 単位)																															
		(4) 4時間以上 6時間未満	要介護1 ( 507 単位) 要介護2 ( 616 単位) 要介護3 ( 724 単位) 要介護4 ( 832 単位) 要介護5 ( 940 単位)																															
		(5) 6時間以上 8時間未満	要介護1 ( 677 単位) 要介護2 ( 829 単位) 要介護3 ( 979 単位) 要介護4 ( 1,132 単位) 要介護5 ( 1,283 単位)																															
		介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上 2時間未満															要介護1 ( 273 単位) 要介護2 ( 303 単位) 要介護3 ( 333 単位) 要介護4 ( 363 単位) 要介護5 ( 394 単位)	1日につき +30単位															
			(2) 2時間以上 3時間未満															要介護1 ( 287 単位) 要介護2 ( 343 単位) 要介護3 ( 401 単位) 要介護4 ( 457 単位) 要介護5 ( 514 単位)																
			(3) 3時間以上 4時間未満															要介護1 ( 390 単位) 要介護2 ( 467 単位) 要介護3 ( 545 単位) 要介護4 ( 623 単位) 要介護5 ( 701 単位)																
			(4) 4時間以上 6時間未満															要介護1 ( 507 単位) 要介護2 ( 616 単位) 要介護3 ( 724 単位) 要介護4 ( 832 単位) 要介護5 ( 940 単位)																
			(5) 6時間以上 8時間未満															要介護1 ( 677 単位) 要介護2 ( 829 単位) 要介護3 ( 979 単位) 要介護4 ( 1,132 単位) 要介護5 ( 1,283 単位)																
	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 ( 276 単位) 要介護2 ( 298 単位) 要介護3 ( 327 単位) 要介護4 ( 357 単位) 要介護5 ( 387 単位)	1日につき +30単位																														
		(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 ( 337 単位) 要介護2 ( 394 単位) 要介護3 ( 449 単位) 要介護4 ( 506 単位) 要介護5 ( 566 単位)																															
		(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 ( 383 単位) 要介護2 ( 459 単位) 要介護3 ( 536 単位) 要介護4 ( 612 単位) 要介護5 ( 688 単位)																															
		(4) 4時間以上 6時間未満	要介護1 ( 499 単位) 要介護2 ( 605 単位) 要介護3 ( 711 単位) 要介護4 ( 818 単位) 要介護5 ( 925 単位)																															
		(5) 6時間以上 8時間未満	要介護1 ( 665 単位) 要介護2 ( 815 単位) 要介護3 ( 963 単位) 要介護4 ( 1,111 単位) 要介護5 ( 1,261 単位)																															
		介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上 2時間未満																要介護1 ( 281 単位) 要介護2 ( 298 単位) 要介護3 ( 327 単位) 要介護4 ( 357 単位) 要介護5 ( 387 単位)	1日につき +30単位														
			(2) 2時間以上 3時間未満																要介護1 ( 337 単位) 要介護2 ( 394 単位) 要介護3 ( 449 単位) 要介護4 ( 506 単位) 要介護5 ( 566 単位)															
			(3) 3時間以上 4時間未満																要介護1 ( 383 単位) 要介護2 ( 459 単位) 要介護3 ( 536 単位) 要介護4 ( 612 単位) 要介護5 ( 688 単位)															
			(4) 4時間以上 6時間未満																要介護1 ( 499 単位) 要介護2 ( 605 単位) 要介護3 ( 711 単位) 要介護4 ( 818 単位) 要介護5 ( 925 単位)															
			(5) 6時間以上 8時間未満																要介護1 ( 665 単位) 要介護2 ( 815 単位) 要介護3 ( 963 単位) 要介護4 ( 1,111 単位) 要介護5 ( 1,261 単位)															

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
ハ 大規模の事業所（Ⅱ）の場合	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 ( 260 単位) 要介護2 ( 290 単位) 要介護3 ( 318 単位) 要介護4 ( 347 単位) 要介護5 ( 376 単位)	×70/100	1日につき +30単位	+5/100	1日につき +50単位	550単位 (月1回を 限度)	1月につき +230単位	1日につき +80単位	1日につき +240単位 (週2日を 限度)	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +100単位 (要介護4・5 に限る)	1日につき +94単位	
		(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 ( 274 単位) 要介護2 ( 329 単位) 要介護3 ( 383 単位) 要介護4 ( 438 単位) 要介護5 ( 492 単位)														
		(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 ( 372 単位) 要介護2 ( 447 単位) 要介護3 ( 521 単位) 要介護4 ( 596 単位) 要介護5 ( 670 単位)														
		(4) 4時間以上 6時間未満	要介護1 ( 484 単位) 要介護2 ( 588 単位) 要介護3 ( 692 単位) 要介護4 ( 795 単位) 要介護5 ( 899 単位)														
		(5) 6時間以上 8時間未満	要介護1 ( 648 単位) 要介護2 ( 792 単位) 要介護3 ( 938 単位) 要介護4 ( 1,082 単位) 要介護5 ( 1,227 単位)														
	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 ( 260 単位) 要介護2 ( 290 単位) 要介護3 ( 318 単位) 要介護4 ( 347 単位) 要介護5 ( 376 単位)	×70/100	1日につき +30単位	+5/100	1日につき +50単位	550単位 (月1回を 限度)	1月につき +230単位	1日につき +80単位	1日につき +240単位 (週2日を 限度)	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +100単位 (要介護4・5 に限る)	1日につき +94単位	
		(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 ( 274 単位) 要介護2 ( 329 単位) 要介護3 ( 383 単位) 要介護4 ( 438 単位) 要介護5 ( 492 単位)														
		(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 ( 372 単位) 要介護2 ( 447 単位) 要介護3 ( 521 単位) 要介護4 ( 596 単位) 要介護5 ( 670 単位)														
		(4) 4時間以上 6時間未満	要介護1 ( 484 単位) 要介護2 ( 588 単位) 要介護3 ( 692 単位) 要介護4 ( 795 単位) 要介護5 ( 899 単位)														
		(5) 6時間以上 8時間未満	要介護1 ( 648 単位) 要介護2 ( 792 単位) 要介護3 ( 938 単位) 要介護4 ( 1,082 単位) 要介護5 ( 1,227 単位)														
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)																
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×17/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)																
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)																

イ： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定 員を超える場合 又は	介護・看護職員 の員数が基準に 満たない場合	常勤のユニット リーダーをユニ ット毎に配置して いない等ユニッ ト内における体制 が保たれていない 場合	専従の機能訓練 指導員を配置し ていない場合	看護体制加 算(Ⅰ)	看護体制加 算(Ⅱ)	夜勤職員加 算	認知症行動 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対し て送迎を行 う場合	緊急短期入 所体制確保 加算	緊急短期入 所受入加算	
イ 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期 入所生活介護費	(一) 単独型短期入所 生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 ( 649 単位)	×97/100	×70/100	×70/100									
			要介護2 ( 719 単位)												
			要介護3 ( 791 単位)												
			要介護4 ( 862 単位)												
			要介護5 ( 931 単位)												
	(二) 単独型短期入所 生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 ( 722 単位)													
		要介護2 ( 791 単位)													
		要介護3 ( 863 単位)													
		要介護4 ( 932 単位)													
		要介護5 ( 1,000 単位)													
ロ ユニット型短期 入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット 型短期入所生活 介護費	(一) 単独型ユニット型 短期入所生活 介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 ( 751 単位)	×97/100	×70/100	×70/100									
			要介護2 ( 821 単位)												
			要介護3 ( 895 単位)												
			要介護4 ( 966 単位)												
			要介護5 ( 1,034 単位)												
	(二) 単独型ユニット型 短期入所生活 介護費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 ( 751 単位)													
		要介護2 ( 821 単位)													
		要介護3 ( 895 単位)													
		要介護4 ( 966 単位)													
		要介護5 ( 1,034 単位)													
(2) 併設型ユニット 型短期入所生活 介護費	(一) 併設型ユニット型 短期入所生活 介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 ( 715 単位)	×97/100	×70/100	×70/100										
		要介護2 ( 785 単位)													
		要介護3 ( 859 単位)													
		要介護4 ( 929 単位)													
		要介護5 ( 998 単位)													
	(二) 併設型ユニット型 短期入所生活 介護費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 ( 715 単位)													
		要介護2 ( 785 単位)													
		要介護3 ( 859 単位)													
		要介護4 ( 929 単位)													
		要介護5 ( 998 単位)													
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)															
ニ 在宅中重度者 受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)														
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)														
	(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 (1日につき 413単位を加算)														
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)														
ホ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)														
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)														
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)														
ヘ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×25/100)														
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(Ⅰ)の90/100)														
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(Ⅰ)の90/100)														
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
： 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目															

9 短期入所療養介護費  
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
			要介護を行う職員の数または介護士が不在の場合	利用者の数及び介護士の人数が異なる場合	医師、看護師、介護士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の員数が異なる場合	複数のユニットリーダーをユニット毎に配置している等、ユニット別に異なる体制が実施されている場合	要介護職員配置加算	介護職員配置加算	介護職員配置加算	個別介護報酬加算	認知症ケア加算	認知症行動・心理状態評価加算	緊急対応入所受入加算	認知症認知症利用者受入加算	介護療養管理加算	有療養者に対する処置を行う場合		
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <従来型個室>【従来型】	個室1 ( 754 単位) 個室2 ( 802 単位) 個室3 ( 865 単位) 個室4 ( 911 単位) 個室5 ( 971 単位)															
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <従来型個室>【在宅強化型】	個室1 ( 754 単位) 個室2 ( 816 単位) 個室3 ( 876 単位) 個室4 ( 936 単位) 個室5 ( 1,001 単位)															
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <多床室>【従来型】	個室1 ( 870 単位) 個室2 ( 936 単位) 個室3 ( 996 単位) 個室4 ( 1,049 単位) 個室5 ( 1,114 単位)															
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <多床室>【在宅強化型】	個室1 ( 866 単位) 個室2 ( 938 単位) 個室3 ( 1,007 単位) 個室4 ( 1,069 単位) 個室5 ( 1,14 単位)															
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II) <療養型老健:看護職員を配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <従来型個室>【療養型】	個室1 ( 866 単位) 個室2 ( 970 単位) 個室3 ( 1,065 単位) 個室4 ( 1,132 単位) 個室5 ( 1,211 単位)															
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <従来型個室>【療養強化型】	個室1 ( 866 単位) 個室2 ( 944 単位) 個室3 ( 1,044 単位) 個室4 ( 1,123 単位) 個室5 ( 1,201 単位)															
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <多床室>【療養型】	個室1 ( 944 単位) 個室2 ( 1,038 単位) 個室3 ( 1,135 単位) 個室4 ( 1,21 単位) 個室5 ( 1,298 単位)															
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <多床室>【療養強化型】	個室1 ( 944 単位) 個室2 ( 1,024 単位) 個室3 ( 1,104 単位) 個室4 ( 1,204 単位) 個室5 ( 1,288 単位)															
	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III) <療養型老健:看護シフト体制>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <従来型個室>【療養型】	個室1 ( 857 単位) 個室2 ( 961 単位) 個室3 ( 1,056 単位) 個室4 ( 1,134 単位) 個室5 ( 1,213 単位)															
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <従来型個室>【療養強化型】	個室1 ( 857 単位) 個室2 ( 935 単位) 個室3 ( 1,031 単位) 個室4 ( 1,109 単位) 個室5 ( 1,187 単位)															
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <多床室>【療養型】	個室1 ( 935 単位) 個室2 ( 1,029 単位) 個室3 ( 1,126 単位) 個室4 ( 1,207 単位) 個室5 ( 1,284 単位)															
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <多床室>【療養強化型】	個室1 ( 935 単位) 個室2 ( 1,015 単位) 個室3 ( 1,095 単位) 個室4 ( 1,177 単位) 個室5 ( 1,251 単位)															
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>【従来型】	個室1 ( 804 単位) 個室2 ( 841 単位) 個室3 ( 898 単位) 個室4 ( 956 単位) 個室5 ( 1,015 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		+24単位	+30単位	+240単位								
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室>【在宅強化型】	個室1 ( 804 単位) 個室2 ( 866 単位) 個室3 ( 926 単位) 個室4 ( 986 単位) 個室5 ( 1,047 単位)															
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <ユニット型準個室>【従来型】	個室1 ( 941 単位) 個室2 ( 999 単位) 個室3 ( 1,058 単位) 個室4 ( 1,117 単位) 個室5 ( 1,177 単位)															
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <ユニット型準個室>【在宅強化型】	個室1 ( 941 単位) 個室2 ( 1,000 単位) 個室3 ( 1,061 単位) 個室4 ( 1,121 単位) 個室5 ( 1,181 単位)															
	(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II) <療養型老健:看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>【療養型】	個室1 ( 941 単位) 個室2 ( 1,045 単位) 個室3 ( 1,149 単位) 個室4 ( 1,211 単位) 個室5 ( 1,273 単位)															
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室>【療養強化型】	個室1 ( 941 単位) 個室2 ( 1,020 単位) 個室3 ( 1,100 単位) 個室4 ( 1,180 単位) 個室5 ( 1,260 単位)															
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <多床室>【療養型】	個室1 ( 1,020 単位) 個室2 ( 1,104 単位) 個室3 ( 1,188 単位) 個室4 ( 1,273 単位) 個室5 ( 1,357 単位)															
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <多床室>【療養強化型】	個室1 ( 1,020 単位) 個室2 ( 1,100 単位) 個室3 ( 1,180 単位) 個室4 ( 1,260 単位) 個室5 ( 1,340 単位)															
	(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III) <療養型老健:看護シフト体制>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>【療養型】	個室1 ( 941 単位) 個室2 ( 1,045 単位) 個室3 ( 1,149 単位) 個室4 ( 1,211 単位) 個室5 ( 1,273 単位)															
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室>【療養強化型】	個室1 ( 941 単位) 個室2 ( 1,020 単位) 個室3 ( 1,100 単位) 個室4 ( 1,180 単位) 個室5 ( 1,260 単位)															
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <多床室>【療養型】	個室1 ( 1,020 単位) 個室2 ( 1,104 単位) 個室3 ( 1,188 単位) 個室4 ( 1,273 単位) 個室5 ( 1,357 単位)															
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <多床室>【療養強化型】	個室1 ( 1,020 単位) 個室2 ( 1,100 単位) 個室3 ( 1,180 単位) 個室4 ( 1,260 単位) 個室5 ( 1,340 単位)															
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	( 654 単位)																
	(二) 4時間以上6時間未満	( 905 単位)																
	(三) 6時間以上8時間未満	( 1,257 単位)																

注 特別療養費		
注 療養体維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)		
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)		
(5) 緊急時施設療養費	「3」緊急特別管理時	療養士名簿の写の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき5(1)単位を算定) 療養士名簿の場合 (月に1回3日を限度に1日につき2(1)単位を算定)
	(二) 暫定治療	
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき +所定単位×15/100)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき +(一)の80/100)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)	

注 特別療養費と緊急時施設療養費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。

□ 療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注										
		注1	注2	注3	注4	注5	注6	注7	注8	注9	注10										
(1) 病院療養病棟短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅰ) 「従来型個室」	療養介護1 (C) 774 単位	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100	病院療養病棟療養増減率 -25 単位	-12 単位	+200 単位 (7日間で算定)	+90 単位 (7日間で算定)	+120 単位	共通につき +184 単位									
		療養介護2 (C) 832 単位																			
		療養介護3 (C) 1,067 単位																			
		療養介護4 (C) 1,167 単位																			
		療養介護5 (C) 1,257 単位																			
	(二) 病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅱ) 「従来型個室」	療養介護1 (C) 834 単位																			
		療養介護2 (C) 942 単位																			
		療養介護3 (C) 1,179 単位																			
		療養介護4 (C) 1,275 単位																			
		療養介護5 (C) 1,365 単位																			
	(三) 病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅲ) 「従来型個室」	療養介護1 (C) 660 単位																			
		療養介護2 (C) 774 単位																			
		療養介護3 (C) 930 単位																			
		療養介護4 (C) 1,084 単位																			
		療養介護5 (C) 1,125 単位																			
(2) 病院療養病棟経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病棟経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) 「従来型個室」	療養介護1 (C) 834 単位	×70/100	×90/100	×90/100	病院療養病棟療養増減率 -25 単位	-12 単位	+200 単位 (7日間で算定)	+90 単位 (7日間で算定)	+120 単位	共通につき +184 単位										
		療養介護2 (C) 832 単位																			
		療養介護3 (C) 980 単位																			
		療養介護4 (C) 1,070 単位																			
		療養介護5 (C) 1,160 単位																			
	(二) 病院療養病棟経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) 「従来型個室」	療養介護1 (C) 834 単位																			
		療養介護2 (C) 942 単位																			
		療養介護3 (C) 1,090 単位																			
		療養介護4 (C) 1,179 単位																			
		療養介護5 (C) 1,274 単位																			
	(3) ユニタ型病院療養病棟短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニタ型病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅰ) 「ユニタ型個室」										療養介護1 (C) 834 単位	×70/100	×90/100	×90/100	病院療養病棟療養増減率 -25 単位	-12 単位	+200 単位 (7日間で算定)	+90 単位 (7日間で算定)	+14 単位	+60 単位
												療養介護2 (C) 832 単位									
												療養介護3 (C) 980 単位									
												療養介護4 (C) 1,070 単位									
												療養介護5 (C) 1,160 単位									
(二) ユニタ型病院療養病棟短期入所療養介護費(Ⅱ) 「ユニタ型個室」		療養介護1 (C) 834 単位																			
		療養介護2 (C) 942 単位																			
		療養介護3 (C) 1,090 単位																			
		療養介護4 (C) 1,179 単位																			
		療養介護5 (C) 1,274 単位																			
(4) ユニタ型病院療養病棟経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニタ型病院療養病棟経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) 「ユニタ型個室」	療養介護1 (C) 834 単位	×70/100	×90/100	×90/100	病院療養病棟療養増減率 -25 単位	-12 単位	+200 単位 (7日間で算定)	+90 単位 (7日間で算定)	+14 単位	+60 単位										
		療養介護2 (C) 832 単位																			
		療養介護3 (C) 980 単位																			
		療養介護4 (C) 1,070 単位																			
		療養介護5 (C) 1,160 単位																			
	(二) ユニタ型病院療養病棟経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) 「ユニタ型個室」	療養介護1 (C) 834 単位																			
		療養介護2 (C) 942 単位																			
		療養介護3 (C) 1,090 単位																			
		療養介護4 (C) 1,179 単位																			
		療養介護5 (C) 1,274 単位																			
(5) 特定入院療養病棟短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (C) 854 単位																				
	(二) 4時間以上6時間未満 (C) 905 単位																				
	(三) 6時間以上8時間未満 (C) 1,257 単位																				
(6) 療養食加算 (1日につき 23 単位を加算)																					
(7) 特定診療費																					
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12 単位を加算)																				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6 単位を加算)																				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6 単位を加算)																				
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×11/100)																				
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100)																				
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)																				

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		利用者の数及び入院患者の数の合計額が入居者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算
(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (795単位)	診療所設備基準 減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位
		要介護2 (756単位)					
		要介護3 (807単位)					
		要介護4 (858単位)					
		要介護5 (909単位)					
	b.診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (814単位)					
		要介護2 (866単位)					
		要介護3 (917単位)					
		要介護4 (967単位)					
		要介護5 (1,019単位)					
(二) 診療所短期入所療養介護費(II) 看護・介護<3:1>	a.診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (616単位)	×70/100	診療所設備基準 減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位
		要介護2 (662単位)					
		要介護3 (707単位)					
		要介護4 (752単位)					
		要介護5 (798単位)					
	b.診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (726単位)					
		要介護2 (771単位)					
		要介護3 (816単位)					
		要介護4 (862単位)					
		要介護5 (908単位)					
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (817単位)	×97/100	診療所設備基準 減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位
		要介護2 (869単位)					
		要介護3 (920単位)					
		要介護4 (970単位)					
		要介護5 (1,022単位)					
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <ユニット型標準室>	要介護1 (817単位)					
		要介護2 (869単位)					
		要介護3 (920単位)					
		要介護4 (970単位)					
		要介護5 (1,022単位)					
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(654単位)	×70/100	診療所設備基準 減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位
	(二) 4時間以上6時間未満	(905単位)					
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257単位)					
(4) 療養食加算		(1日につき 23単位を加算)					
(5) 特定診療費							
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)	(1日につき 12単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(II)	(1日につき 6単位を加算)					
	(三) サービス提供体制強化加算(III)	(1日につき 6単位を加算)					
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×11/1000)					
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +(一)の90/100)					
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +(一)の80/100)					

： 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注					注	注	注
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合			
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a. 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,064 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要介護2 (1,119 単位)						
			要介護3 (1,185 単位)						
			要介護4 (1,250 単位)						
			要介護5 (1,313 単位)						
		看護<3:1>介護<6:1>	b. 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,183 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要介護2 (1,249 単位)						
			要介護3 (1,295 単位)						
			要介護4 (1,362 単位)						
			要介護5 (1,428 単位)						
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a. 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,066 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要介護2 (1,135 単位)						
			要介護3 (1,206 単位)						
			要介護4 (1,274 単位)						
			要介護5 (1,346 単位)						
		看護<4:1>介護<4:1>	b. 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,106 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要介護2 (1,175 単位)						
			要介護3 (1,245 単位)						
			要介護4 (1,315 単位)						
			要介護5 (1,383 単位)						
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)	a. 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,038 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
	要介護2 (1,098 単位)								
	要介護3 (1,163 単位)								
	要介護4 (1,230 単位)								
	要介護5 (1,298 単位)								
看護<4:1>介護<5:1>	b. 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,145 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
	要介護2 (1,213 単位)								
	要介護3 (1,280 単位)								
	要介護4 (1,347 単位)								
	要介護5 (1,414 単位)								
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	a. 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,062 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
	要介護2 (1,129 単位)								
	要介護3 (1,193 単位)								
	要介護4 (1,261 単位)								
	要介護5 (1,326 単位)								
看護<4:1>介護<6:1>	b. 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,181 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
	要介護2 (1,249 単位)								
	要介護3 (1,315 単位)								
	要介護4 (1,381 単位)								
	要介護5 (1,446 単位)								
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a. 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,000 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
	要介護2 (1,066 単位)								
	要介護3 (1,131 単位)								
	要介護4 (1,195 単位)								
	要介護5 (1,268 単位)								
看護<4:1>介護<6:1>	b. 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,124 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
	要介護2 (1,192 単位)								
	要介護3 (1,256 単位)								
	要介護4 (1,320 単位)								
	要介護5 (1,384 単位)								
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (860 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
		要介護2 (880 単位)							
		要介護3 (926 単位)							
		要介護4 (1,004 単位)							
		要介護5 (1,080 単位)							
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (904 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
		要介護2 (959 単位)							
		要介護3 (1,036 単位)							
		要介護4 (1,118 単位)							
		要介護5 (1,195 単位)							
(3) ユニッツ型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	a. ユニッツ型認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <ユニッツ型個室>	要介護1 (1,031 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
			要介護2 (1,092 単位)						
			要介護3 (1,158 単位)						
			要介護4 (1,229 単位)						
			要介護5 (1,294 単位)						
	一般病棟	b. ユニッツ型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <ユニッツ型準個室>	要介護1 (1,165 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
			要介護2 (1,232 単位)						
			要介護3 (1,298 単位)						
			要介護4 (1,365 単位)						
			要介護5 (1,431 単位)						
(二) ユニッツ型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a. ユニッツ型認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <ユニッツ型個室>	要介護1 (1,139 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
		要介護2 (1,175 単位)							
		要介護3 (1,245 単位)							
		要介護4 (1,318 単位)							
		要介護5 (1,391 単位)							
看護<4:1>介護<4:1>	b. ユニッツ型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <ユニッツ型準個室>	要介護1 (1,175 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
		要介護2 (1,249 単位)							
		要介護3 (1,318 単位)							
		要介護4 (1,387 単位)							
		要介護5 (1,456 単位)							
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(634 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
	(二) 4時間以上6時間未満	(905 単位)							
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257 単位)							
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(6) 特定診療費									
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +(-)の90/100)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(-)の80/100)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(-)の80/100)								

特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	個別機能訓練加算	夜間看護加算	医療機関連携加算	障害者等支援加算
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)		要介護1 (564 単位) 要介護2 (632 単位) 要介護3 (705 単位) 要介護4 (773 単位) 要介護5 (844 単位)	×70/100	1日につき +12 単位	1日につき +10 単位	1月につき +80 単位	
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 97 単位)			×70/100			1日につき +20 単位	訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 99単位 所要時間15分以上30分未満の場合 199単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 271単位 に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに90単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 580単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに37単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 50単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 99単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに50単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 226単位 所要時間1時間15分以上の場合 271単位 ・通院等乗降介助 1回につき 90単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護別々に定める限度を上限とする。
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※3		要介護1 (564 単位) 要介護2 (632 単位) 要介護3 (705 単位) 要介護4 (773 単位) 要介護5 (844 単位)	×70/100		1日につき +10 単位		
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)						
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×30/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計					

※ 限度額	要介護1 17,146 単位
	要介護2 19,213 単位
	要介護3 21,432 単位
	要介護4 23,499 単位
	要介護5 25,658 単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
	特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす 車いす付風呂 特殊寝台 特殊寝台付風呂 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度) 交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)

：特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付風呂、特殊寝台、特殊寝台付風呂、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(I) 要介護1・2 (1,005単位) 要介護3・4・5 (1,306単位)	(2) 居宅介護支援費(II) (※)	要介護1・2 (502単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 (653単位)					
		(3) 居宅介護支援費(III) (※)	要介護1・2 (301単位)					
			要介護3・4・5 (392単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(I) (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算(II) (1月につき +300単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(I) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(II) (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中3回を限度に +300単位)								
ヘ 認知症加算 (1月につき +150単位)								
ト 独居高齢者加算 (1月につき +150単位)								
チ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
リ 複合型サービス事業所連携加算 (+300単位)								
ヌ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								

※居宅介護支援費(II)・(III)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(II)を、60件以上の部分については(III)を算定する。

Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造  
1 介護福祉施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		要介護1の介護給付費を算定しない場合	入居者が2人以上の介護職員を要しない場合	介護、看護職員は介護職員等相当の業務を行う職員が標準となる場合	要介護のユニットごとのモニタリングが実施されている等ユニットごとの業務が標準となる場合	指定施設支援加算	管理体制作加算(1)	管理体制作加算(2)	管理職員配置加算	ユニットケア加算	個別機能維持加算	居宅介護支援加算	療育的機能維持加算									
イ 介護福祉施設サービス	(一) 介護福祉施設サービス	a 介護福祉施設サービス(Ⅰ) (従来型型)	第1階層 (1,200 単位)																			
			第2階層 (1,200 単位)																			
			第3階層 (1,200 単位)																			
			第4階層 (1,200 単位)																			
			第5階層 (1,200 単位)																			
			第6階層 (1,200 単位)																			
	(二) 小規模介護福祉施設サービス	a 介護福祉施設サービス(Ⅱ) (多床型(平成24年4月1日以前に整備))	第1階層 (1,200 単位)																			
			第2階層 (1,200 単位)																			
			第3階層 (1,200 単位)																			
			第4階層 (1,200 単位)																			
			第5階層 (1,200 単位)																			
			第6階層 (1,200 単位)																			
ロ ユニタリ型介護福祉施設サービス	(一) 介護福祉施設サービス	a 介護福祉施設サービス(Ⅰ) (従来型型)	第1階層 (1,200 単位)																			
			第2階層 (1,200 単位)																			
			第3階層 (1,200 単位)																			
			第4階層 (1,200 単位)																			
			第5階層 (1,200 単位)																			
			第6階層 (1,200 単位)																			
	(二) 小規模介護福祉施設サービス	a 介護福祉施設サービス(Ⅱ) (多床型(平成24年4月1日以前に整備))	第1階層 (1,200 単位)																			
			第2階層 (1,200 単位)																			
			第3階層 (1,200 単位)																			
			第4階層 (1,200 単位)																			
			第5階層 (1,200 単位)																			
			第6階層 (1,200 単位)																			
ハ ユニタリ型介護福祉施設サービス	(一) ユニタリ型介護福祉施設サービス	a ユニタリ型介護福祉施設サービス(Ⅰ) (従来型型)	第1階層 (1,200 単位)																			
			第2階層 (1,200 単位)																			
			第3階層 (1,200 単位)																			
			第4階層 (1,200 単位)																			
			第5階層 (1,200 単位)																			
			第6階層 (1,200 単位)																			
	(二) 小規模介護福祉施設サービス	a ユニタリ型介護福祉施設サービス(Ⅱ) (従来型型)	第1階層 (1,200 単位)																			
			第2階層 (1,200 単位)																			
			第3階層 (1,200 単位)																			
			第4階層 (1,200 単位)																			
			第5階層 (1,200 単位)																			
			第6階層 (1,200 単位)																			
注 身体拘束禁止未実施加算		(1日につき 5単位を減算)																				
注 外泊特費用			入居者が入院又は診療等への入居を要する場合は、入居者に対して個室における外泊を認め、1月10日を標準として前定単位数に代り1日につき246単位を算定																			
ハ 初期加算		(1日につき 30単位を加算)																				
ニ 選所時等相対補助加算		(1) 選所前相対補助加算 (入居申請(又は選所)を受理した、460単位を算定) (2) 選所後相対補助加算 (選所後1回を限度に、460単位を算定) (3) 選所相対補助加算 (400単位) (4) 選所前選所加算 (500単位)																				
ホ 介護マシナリ加算		(1日につき 14単位を加算)																				
ヘ 経口経行加算		(1日につき 28単位を加算)																				
ト 経口維持加算(1日につき)		(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (6単位)																				
チ 口腔機能維持管理体制作加算		(1日につき 30単位を加算)																				
リ 口腔機能維持管理加算		(1日につき 110単位を加算)																				
ハ 栄養加算		(1日につき 23単位を加算)																				
ニ 看取り介護加算		(1) 看取り介護4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算) (2) 看取り介護31日以上60日以下 (1日につき 680単位を加算) (3) 看取り (1日につき 1,280単位を加算)																				
フ 在宅復帰支援加算		(1日につき 10単位を加算)																				
フ 在宅・入所相互利用加算		(1日につき 30単位を加算)																				
カ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																				
キ 認知症行動・心理状態観察加算		(入所後7日以内に1日につき200単位を加算)																				
ク タービス提供体制強化加算		(1) タービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算) (2) タービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (3) タービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																				
ケ レクリエーション活動加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×25/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +1)の90/100 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +1)の90/100																				

2 介護保健施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
		夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	入所者の数が 入所定員を超 える場合	医師、看護職 員、介護職 員、理学療法 士、作業療法 士、言語聴覚 士又は介護支 援専門員の員 数が基準に満 たない場合	常勤のユ ニットリー ダーをユ ニット毎に 配置してい ない等ユ ニットケア における体 制が未整備 である場合	夜勤職員配置 加算	短期集中リハ ビリテーション 実施加算	認知症短期集 中リハビリテ ーション実施加 算	認知症ケア加 算	若年性認知症 入所者受入加 算	在宅復帰・ 在宅療養支 援機能加算
イ 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設 サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費(i) ＜従来型個室＞【従来型】	要介護1 ( 716 単位) 要介護2 ( 763 単位) 要介護3 ( 806 単位) 要介護4 ( 879 単位) 要介護5 ( 932 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位 (週3日を 限度)	1日につき +76単位	1日につき +21単位
		(二) 介護保健施設サービス費(ii) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護1 ( 746 単位) 要介護2 ( 780 単位) 要介護3 ( 831 単位) 要介護4 ( 893 単位) 要介護5 ( 949 単位)								
		(三) 介護保健施設サービス費(iii) ＜多床室＞【従来型】	要介護1 ( 792 単位) 要介護2 ( 841 単位) 要介護3 ( 894 単位) 要介護4 ( 951 単位) 要介護5 ( 1,011 単位)								
		(四) 介護保健施設サービス費(iv) ＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 ( 825 単位) 要介護2 ( 860 単位) 要介護3 ( 903 単位) 要介護4 ( 960 単位) 要介護5 ( 1,020 単位)								
	(2) 介護保健施設 サービス費(Ⅱ) ＜療養型老健: 看護職員を配置＞	(一) 介護保健施設サービス費(i) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 ( 741 単位) 要介護2 ( 784 単位) 要介護3 ( 824 単位) 要介護4 ( 884 単位) 要介護5 ( 941 単位)								
		(二) 介護保健施設サービス費(ii) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 ( 824 単位) 要介護2 ( 864 単位) 要介護3 ( 905 単位) 要介護4 ( 965 単位) 要介護5 ( 1,023 単位)								
		(三) 介護保健施設サービス費(iii) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 ( 870 単位) 要介護2 ( 904 単位) 要介護3 ( 950 単位) 要介護4 ( 1,009 単位) 要介護5 ( 1,071 単位)								
		(四) 介護保健施設サービス費(iv) ＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 ( 904 単位) 要介護2 ( 949 単位) 要介護3 ( 999 単位) 要介護4 ( 1,066 単位) 要介護5 ( 1,133 単位)								
	(3) 介護保健施設 サービス費(Ⅲ) ＜療養型老健: 看護オンコール体制＞	(一) 介護保健施設サービス費(i) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 ( 741 単位) 要介護2 ( 784 単位) 要介護3 ( 813 単位) 要介護4 ( 890 単位) 要介護5 ( 1,066 単位)								
		(二) 介護保健施設サービス費(ii) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 ( 741 単位) 要介護2 ( 818 単位) 要介護3 ( 893 単位) 要介護4 ( 1,026 単位) 要介護5 ( 1,136 単位)								
		(三) 介護保健施設サービス費(iii) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 ( 820 単位) 要介護2 ( 894 単位) 要介護3 ( 953 単位) 要介護4 ( 1,059 単位) 要介護5 ( 1,146 単位)								
		(四) 介護保健施設サービス費(iv) ＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 ( 820 単位) 要介護2 ( 894 単位) 要介護3 ( 1,089 単位) 要介護4 ( 1,166 単位) 要介護5 ( 1,243 単位)								
ロ ユニット型 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型 介護保健施設 サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) ＜ユニット型個室＞【従来型】	要介護1 ( 795 単位) 要介護2 ( 842 単位) 要介護3 ( 880 単位) 要介護4 ( 960 単位) 要介護5 ( 1,014 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位 (週3日を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +21単位
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 ( 828 単位) 要介護2 ( 863 単位) 要介護3 ( 896 単位) 要介護4 ( 1,023 単位) 要介護5 ( 1,076 単位)								
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii) ＜ユニット型準備室＞【従来型】	要介護1 ( 875 単位) 要介護2 ( 842 単位) 要介護3 ( 807 単位) 要介護4 ( 850 単位) 要介護5 ( 1,014 単位)								
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv) ＜ユニット型準備室＞【在宅強化型】	要介護1 ( 828 単位) 要介護2 ( 896 単位) 要介護3 ( 956 単位) 要介護4 ( 1,023 単位) 要介護5 ( 1,078 単位)								
	(2) ユニット型 介護保健施設 サービス費(Ⅱ) ＜療養型老健: 看護職員を配置＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 ( 803 単位) 要介護2 ( 887 単位) 要介護3 ( 1,102 単位) 要介護4 ( 1,179 単位) 要介護5 ( 1,256 単位)								
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 ( 887 単位) 要介護2 ( 903 単位) 要介護3 ( 1,179 単位) 要介護4 ( 1,249 単位) 要介護5 ( 1,325 単位)								
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii) ＜ユニット型準備室＞【療養型】	要介護1 ( 887 単位) 要介護2 ( 887 単位) 要介護3 ( 1,102 単位) 要介護4 ( 1,179 単位) 要介護5 ( 1,256 単位)								
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv) ＜ユニット型準備室＞【療養強化型】	要介護1 ( 803 単位) 要介護2 ( 897 単位) 要介護3 ( 1,124 単位) 要介護4 ( 1,249 単位) 要介護5 ( 1,325 単位)								
	(3) ユニット型 介護保健施設 サービス費(Ⅲ) ＜療養型老健: 看護オンコール体制＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 ( 803 単位) 要介護2 ( 881 単位) 要介護3 ( 1,075 単位) 要介護4 ( 1,152 単位) 要介護5 ( 1,228 単位)								
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 ( 881 単位) 要介護2 ( 881 単位) 要介護3 ( 1,148 単位) 要介護4 ( 1,221 単位) 要介護5 ( 1,298 単位)								
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii) ＜ユニット型準備室＞【療養型】	要介護1 ( 881 単位) 要介護2 ( 881 単位) 要介護3 ( 1,075 単位) 要介護4 ( 1,152 単位) 要介護5 ( 1,228 単位)								
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv) ＜ユニット型準備室＞【療養強化型】	要介護1 ( 803 単位) 要介護2 ( 881 単位) 要介護3 ( 1,145 単位) 要介護4 ( 1,221 単位) 要介護5 ( 1,298 単位)								

注 身体拘束廃止未実施減算	(1日につき 5単位を減算)														
注 外泊時費用															
注 ターミナルケア加算	<table border="1"> <tr> <td>(1) 死亡日以前4日以上30日以下</td> <td>療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2) 死亡日以前2日又は3日</td> <td>療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 死亡日</td> <td>療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)</td> </tr> </table>	(1) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)	(2) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)	(3) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)								
(1) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)														
(2) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)														
(3) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)														
注 特別療養費															
注 療養体制維持特別加算	(1日につき 27単位を加算)														
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)														
ニ 入所前後訪問指導加算	在宅強化型の場合 (1回につき 460単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (1回につき 460単位を加算)														
ホ 退所時指導等加算	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">(1) 退所時指導加算</td> <td>(一) 退所前訪問指導加算</td> <td>在宅強化型の場合 (入所中1回を限度に460単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>(二) 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度)</td> <td>在宅強化型以外の場合 (入所中1回(療養型老健の場合は1回又は2回)を限度に460単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>(三) 退所時指導加算</td> <td>在宅強化型の場合 (460単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>(四) 退所時情報提供加算</td> <td>(400単位)</td> </tr> <tr> <td>(五) 退所前連携加算</td> <td>(500単位)</td> </tr> <tr> <td>(2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)</td> <td></td> <td>在宅強化型以外の場合 (460単位を算定)</td> </tr> </table>	(1) 退所時指導加算	(一) 退所前訪問指導加算	在宅強化型の場合 (入所中1回を限度に460単位を算定)	(二) 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度)	在宅強化型以外の場合 (入所中1回(療養型老健の場合は1回又は2回)を限度に460単位を算定)	(三) 退所時指導加算	在宅強化型の場合 (460単位を算定)	(四) 退所時情報提供加算	(400単位)	(五) 退所前連携加算	(500単位)	(2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		在宅強化型以外の場合 (460単位を算定)
(1) 退所時指導加算	(一) 退所前訪問指導加算		在宅強化型の場合 (入所中1回を限度に460単位を算定)												
	(二) 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度)		在宅強化型以外の場合 (入所中1回(療養型老健の場合は1回又は2回)を限度に460単位を算定)												
	(三) 退所時指導加算		在宅強化型の場合 (460単位を算定)												
	(四) 退所時情報提供加算		(400単位)												
	(五) 退所前連携加算	(500単位)													
(2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		在宅強化型以外の場合 (460単位を算定)													
ヘ 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)														
ト 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)														
チ 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)														
リ 口腔機能維持管理体制加算	(1月につき 30単位を加算)														
ヌ 口腔機能維持管理加算	(1月につき 110単位を加算)														
ル 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)														
ラ 在宅復帰支援機能加算	(療養型老健に限り1日につき 5単位を加算)														
ワ 緊急時施設療養費	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">(1) 緊急時治療管理</td> <td>療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>(2) 特定治療</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)	療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)	(2) 特定治療										
(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)														
	療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)														
(2) 特定治療															
カ 所定疾患施設療養費	<table border="1"> <tr> <td>療養型老健以外の場合</td> <td>(1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>療養型老健の場合</td> <td>(1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)</td> </tr> </table>	療養型老健以外の場合	(1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)	療養型老健の場合	(1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)										
療養型老健以外の場合	(1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)														
療養型老健の場合	(1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定)														
キ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)														
ク 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算) 療養型老健の場合 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)														
ケ 認知症情報提供加算	(1回当たり 350単位を加算)														
コ 地域連携診療計画情報提供加算	在宅強化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)														
ク サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)														
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/100) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)														

入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
注 入所期間が1月を超える入所者が退所又は試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
注 所定単位数は、イからツまでにより算定した単位数の合計

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。

3 介護療養施設サービス  
 Ⅰ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注			
(1) 療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)	a.療養型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 ( 875 単位)	要介護2 ( 785 単位)	要介護3 ( 1,020 単位)	要介護4 ( 1,120 単位)	要介護5 ( 1,370 単位)					
		看護(6:1)介護(4:1)	要介護1 ( 785 単位)	要介護2 ( 695 単位)	要介護3 ( 1,100 単位)	要介護4 ( 1,230 単位)	要介護5 ( 1,320 単位)					
		(二) 療養型介護療養施設サービス費(II)	a.療養型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 ( 894 単位)	要介護2 ( 794 単位)	要介護3 ( 883 単位)	要介護4 ( 1,037 単位)	要介護5 ( 1,079 単位)				
			看護(6:1)介護(5:1)	要介護1 ( 834 単位)	要介護2 ( 834 単位)	要介護3 ( 993 単位)	要介護4 ( 1,147 単位)	要介護5 ( 1,189 単位)				
			b.療養型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護1 ( 597 単位)	要介護2 ( 597 単位)	要介護3 ( 856 単位)	要介護4 ( 1,001 単位)	要介護5 ( 1,042 単位)				
	(三) 療養型介護療養施設サービス費(III)	a.療養型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 ( 676 単位)	要介護2 ( 576 単位)	要介護3 ( 845 単位)	要介護4 ( 1,001 単位)	要介護5 ( 1,042 単位)					
		看護(6:1)介護(6:1)	要介護1 ( 676 単位)	要介護2 ( 576 単位)	要介護3 ( 856 単位)	要介護4 ( 1,111 単位)	要介護5 ( 1,152 単位)					
	(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 ( 875 単位)	要介護2 ( 785 単位)	要介護3 ( 1,020 単位)	要介護4 ( 1,120 単位)	要介護5 ( 1,370 単位)				
			看護(6:1)介護(4:1)	要介護1 ( 785 単位)	要介護2 ( 695 単位)	要介護3 ( 1,044 単位)	要介護4 ( 1,133 単位)	要介護5 ( 1,223 単位)				
			(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1 ( 894 単位)	要介護2 ( 794 単位)	要介護3 ( 883 単位)	要介護4 ( 1,037 単位)	要介護5 ( 1,079 単位)			
				看護(6:1)介護(5:1)	要介護1 ( 834 単位)	要介護2 ( 834 単位)	要介護3 ( 993 単位)	要介護4 ( 1,147 単位)	要介護5 ( 1,189 単位)			
				b.療養型経過型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護1 ( 676 単位)	要介護2 ( 576 単位)	要介護3 ( 1,001 単位)	要介護4 ( 1,111 単位)	要介護5 ( 1,152 単位)			
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)		a.療養型経過型介護療養施設サービス費(1) <ユニット型個室>	要介護1 ( 875 単位)	要介護2 ( 895 単位)	要介護3 ( 1,133 単位)	要介護4 ( 1,233 単位)	要介護5 ( 1,383 単位)					
		看護(6:1)介護(4:1)	要介護1 ( 785 単位)	要介護2 ( 895 単位)	要介護3 ( 1,133 単位)	要介護4 ( 1,233 単位)	要介護5 ( 1,383 単位)					
		(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(1) <ユニット型個室>	要介護1 ( 894 単位)	要介護2 ( 894 単位)	要介護3 ( 1,044 単位)	要介護4 ( 1,144 単位)	要介護5 ( 1,184 単位)				
			看護(6:1)介護(5:1)	要介護1 ( 834 単位)	要介護2 ( 834 単位)	要介護3 ( 1,044 単位)	要介護4 ( 1,144 単位)	要介護5 ( 1,184 単位)				
		b.療養型経過型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 676 単位)	要介護2 ( 676 単位)	要介護3 ( 826 単位)	要介護4 ( 926 単位)	要介護5 ( 966 単位)					
注	注 身体拘束禁止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)											
	注 外泊時費用	入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定										
	注 試行的退院サービス費	入院患者に対して居室における試行的退院を認めた場合、1月に6日を限度として1日につき800単位を算定 ((2)及び(4)の基本単位に限る。)										
	注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定										
	(5) 初期加算 (1日につき +30単位)											
	(6) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算	a.退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)								注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合	
			b.退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)								注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合	
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位を算定)	c.退院時情報提供加算 (500単位)								注 退院前の主治医に対して診療情報を提供した場合		
		d.退院前連携加算 (500単位)								注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合		
	(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)											
	(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)											
	(9) 経口維持加算 (1日につき)	(一) 経口維持加算(I) (28単位)										
(二) 経口維持加算(II) (5単位)												
(10) 口腔機能維持管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合											
(11) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを4回以上行っている場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない											
(12) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)												
(13) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)												
(14) 特定診療費												
(15) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)											
	(二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)											
(16) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日限り 1日につき200単位を加算)												
(17) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)											
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×11/1000)								注 所定単位は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計			
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(一)の90/100)											
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の80/100)											

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注	注	注	注
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	若年性認知症患者受入加算
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a. 診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 657 単位) 要介護2 ( 709 単位) 要介護3 ( 760 単位) 要介護4 ( 810 単位) 要介護5 ( 862 単位)	×70/100	診療所療養病床設備基準減算 -60単位	+120単位
		b. 診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 767 単位) 要介護2 ( 818 単位) 要介護3 ( 870 単位) 要介護4 ( 920 単位) 要介護5 ( 972 単位)			
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II) 看護・介護<3:1>	a. 診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 614 単位) 要介護2 ( 659 単位) 要介護3 ( 705 単位) 要介護4 ( 750 単位)	×97/100		
		b. 診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 678 単位) 要介護2 ( 723 単位) 要介護3 ( 768 単位) 要介護4 ( 814 単位) 要介護5 ( 860 単位)			
(1) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	a. ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護1 ( 770 単位) 要介護2 ( 821 単位) 要介護3 ( 873 単位) 要介護4 ( 923 単位) 要介護5 ( 975 単位)			
		b. ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型標準個室>	要介護1 ( 770 単位) 要介護2 ( 821 単位) 要介護3 ( 873 単位) 要介護4 ( 923 単位) 要介護5 ( 975 単位)			
注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)						
注 外泊時費用			入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定			
注 他科受診時費用			入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定			
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)						
(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a. 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)		注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合		
		b. 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)				
		c. 退院時指導加算 (400単位)				
		d. 退院時情報提供加算 (500単位)				
		e. 退院前連携加算 (500単位)				
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)			注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合			
			注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合			
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)						
(6) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)						
(7) 経口維持加算(1日につき)	(一) 経口維持加算(I) (28単位)					
	(二) 経口維持加算(II) (5単位)					
(8) 口腔機能維持管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合			
(9) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 110単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない			
(10) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)						
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)						
(12) 特定診療費						
(13) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)					
	(二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)					
(14) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日限り 1日につき200単位を加算)						
(15) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)					
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)					
(16) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×11/1000)		注 所定単位数は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計			
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(一)の90/100)					
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の80/100)					

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注					注	
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	療地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	療地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (1,306 単位)	×70/100		×90/100		×90/100	
			要介護2 (1,079 単位)						
		看護<3:1> 介護<6:1>	要介護3 (1,139 単位)						
			要介護4 (1,206 単位)						
			要介護5 (1,273 単位)						
			要介護1 (1,116 単位)						
	b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護2 (1,183 単位)							
		要介護3 (1,249 単位)							
	一般病院	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護4 (1,316 単位)	×70/100			-12単位		
			要介護5 (1,382 単位)						
		看護<4:1> 介護<4:1>	要介護1 (1,019 単位)						
			要介護2 (1,089 単位)						
要介護3 (1,159 単位)									
要介護4 (1,228 単位)									
b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護1 (1,058 単位)								
	要介護2 (1,128 単位)								
(2) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護3 (1,198 単位)	×70/100		×90/100		×90/100	
			要介護4 (1,268 単位)						
		看護<4:1> 介護<5:1>	要介護5 (1,338 単位)						
	要介護1 (1,338 単位)								
	要介護2 (1,320 単位)								
	要介護3 (1,302 単位)								
一般病院	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護4 (1,096 単位)	×70/100						
		要介護5 (1,124 単位)							
	看護<4:1> 介護<6:1>	要介護1 (1,191 単位)							
		要介護2 (1,030 単位)							
		要介護3 (1,166 単位)							
		要介護4 (1,281 単位)							
b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護1 (843 単位)								
	要介護2 (909 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護3 (976 単位)	×70/100		×90/100		×97/100	
			要介護4 (1,043 単位)						
		看護<4:1> 介護<6:1>	要介護5 (1,109 単位)						
	要介護1 (969 単位)								
	要介護2 (1,019 単位)								
	要介護3 (1,086 単位)								
一般病院	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護4 (1,153 単位)	×70/100		×90/100		×97/100		
		要介護5 (1,219 単位)							
	看護<4:1> 介護<6:1>	要介護1 (746 単位)							
		要介護2 (812 単位)							
		要介護3 (878 単位)							
		要介護4 (946 単位)							
b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護5 (1,012 単位)								
	要介護1 (866 単位)								
(4) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護2 (922 単位)	×70/100		×90/100		×97/100	
			要介護3 (989 単位)						
		看護<4:1> 介護<6:1>	要介護4 (1,056 単位)						
	要介護5 (1,122 単位)								
	要介護1 (1,119 単位)								
	要介護2 (1,185 単位)								
一般病院	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護3 (1,252 単位)	×70/100		×90/100		×97/100		
		要介護4 (1,319 単位)							
	看護<4:1> 介護<6:1>	要介護5 (1,386 単位)							
		要介護1 (1,119 単位)							
		要介護2 (1,185 単位)							
		要介護3 (1,252 単位)							
b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室>	要介護4 (1,319 単位)								
	要介護5 (1,386 単位)								
(5) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (1,062 単位)	×70/100		×90/100		×97/100	
			要介護2 (1,132 単位)						
		看護<4:1> 介護<6:1>	要介護3 (1,201 単位)						
	要介護4 (1,272 単位)								
	要介護1 (1,062 単位)								
	要介護2 (1,132 単位)								
一般病院	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護3 (1,201 単位)	×70/100		×90/100		×97/100		
		要介護4 (1,272 単位)							
	看護<4:1> 介護<6:1>	要介護5 (1,341 単位)							
		要介護1 (1,062 単位)							
		要介護2 (1,132 単位)							
		要介護3 (1,201 単位)							
b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室>	要介護4 (1,272 単位)								
	要介護5 (1,341 単位)								

注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)			
注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)			
(5) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
c 退院時指導加算 (400単位)			
d 退院時情報提供加算 (500単位)			
e 退院前連携加算 (500単位)			
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
(7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)			
(8) 経口維持加算(1日につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)		
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)		
(9) 口腔機能維持管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
(10) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行なった場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない	
(11) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)			
(12) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)			
(13) 特定診療費			
(14) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
(15) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位は、(1)から(14)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)		